

令和 7 年度白浜町有害鳥獣捕獲檻購入事業者選定要領

この要領は、白浜町が行う有害鳥獣捕獲檻購入事業における最適な購入予定業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

1. 事業内容

(1) 事業名

令和 7 年度白浜町有害鳥獣捕獲檻購入事業

(2) 購入品名等

簡易移動式有害鳥獣捕獲檻（通称：地獄檻） 1 基

※仕様は、別紙「令和 7 年度白浜町有害鳥獣捕獲檻仕様書」による。

(3) 納入期限

令和 7 年 6 月 3 0 日まで

(4) 納入場所

町が指定する場所（住所：白浜町田野井 3 5 番地の 1 を予定）

(5) 購入予算額

1, 6 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 公募型プロポーザル手続等

(1) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒 6 4 9 - 2 3 3 2

和歌山県西牟婁郡白浜町栄 7 3 1 番地の 5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課（担当：石井）

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 2 2 日（木） 午後 5 時 0 0 分必着

ウ 提出方法

持参、郵送等による。ただし、上記イの期限までに必着すること。

エ 提出書類

令和 7 年度白浜町有害鳥獣捕獲檻購入事業企画提案書（様式第 1 号）

オ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）※複本は写し可とする。

カ 企画提案書記載上の留意事項

審査は、本事業の趣旨が主に有害鳥獣被害発生の未然防止を目的とした捕獲檻の購入であることに鑑み、捕獲檻の性能や特徴による捕獲の確実性及び購入後の維持管理の円滑性を重視する。

なお、提案書を補足する資料の様式は任意とするが、A 4 サイズ縦置きを原則とする。

3. 事業者の選定

- (1) 提出書類の内容を基に、あらかじめ定めた評価基準（別紙）による審査を行い、その結果をもとに決定する。
- (2) 提出書類だけでは審査が困難と判断したものについては、プレゼンテーションを実施する。
ア 実施日 令和7年5月26日（月）
イ 場 所 白浜町富田事務所
- (3) プレゼンテーションの実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング審査10分以内）を予定する。
- (4) プレゼンテーションへの出席者は、1事業者につき3名までとする。
- (5) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、必要に応じたパソコン・プロジェクター等による説明を可能とする。この場合、パソコン・プロジェクター・コード類・スクリーンは事業者が用意するものとする。
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査は、個別に行い、非公開とする。
- (7) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者（同点の場合は、審査員全員で協議）を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合には、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う

4. 実施要領に関する質問の受付・回答

- (1) 受付期間
令和7年5月16日（金）の午後5時00分まで（必着）とする。
- (2) 質問方法
ア. 質問事項を記載した質問書（様式第2号）を電子メールで送付する。
※送信したことを町担当者まで電話連絡すること。
イ. 原則、電子メール以外での質問は、受け付けない。
ウ. 本プロポーザルに関する内容以外の質問は、受け付けない。
- (3) 提出先
電子メールアドレス：r.ishii@town.shirahama.lg.jp
- (4) 回答及び公表
質問内容及び回答は、すべてに対して順次、電子メールで行う。

5. スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月22日（木） |
| (2) プレゼンテーション審査 | 令和7年5月26日（月）※必要時のみ開催 |
| (3) 結果の通知・公表 | 令和7年5月下旬予定 |
| (4) 契約締結・公表 | 令和7年6月初旬予定 |

6. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この実施要領に違反した場合

- (3) 公正を欠いた行為があったとして当町が認定した場合
- (4) 提出書類に不備・錯誤があり、当町が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 参考見積額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が前記 1 (5)の購入予算額を超えている場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- (7) 公募の日から契約締結日までの期間において、和歌山県及び当町から入札参加資格停止又は回避の措置を受けた場合

7. 選考結果の通知

選考結果は、提案書を提出したすべての事業者にも文書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには、一切応じない。

8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差替え、修正、追加等は、認めない。ただし、当町から要請のあったものについては、この限りではない。
- (4) 採用された企画提案書の著作権は、当町に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、白浜町情報公開条例の規定により、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 応募者が 1 者（社）の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施する。なお、点数評価が 60 点を下回るなど、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと当町が判断したときは、その企画提案を採用せず、応募を失格とする場合がある。

9. 問い合わせ先

〒649-2332

和歌山県西牟婁郡白浜町栄 7 3 1 番地の 5 白浜町富田事務所内

白浜町農林水産課（担当：石井）

電話：0739-45-0009

FAX：0739-45-1019

電子メールアドレス：r.ishii@town.shirahama.lg.jp

(別紙)

評 価 基 準

No.	評価項目	評価の観点や視点	評価点 〈最低水準点〉
1	提 案 の 方 針	事業の目的及び内容を十分理解した提案 となっているか。	20点 〈8点〉
2	提 案 の 有 効 性	民間による専門的情報、知識等を活かし、 有効性のある提案となっているか。	10点 〈4点〉
3	事 業 効 果	提案内容に応じた適正な捕獲檻であり、 確実な効果を見込むことができるか。	20点 〈8点〉
4	購 入 費 用	見積額が安価であり、経費の内訳が明確 であり、妥当性があるか。	20点 〈8点〉
5	管理運営の効率性	今後、本事業の目的を果たしていく上で、 より円滑かつ効率的な管理運営を続けるこ とができるか。	30点 〈12点〉
	合計		100点

※評価点欄中の上段は、審査員一人あたりの配点である。

(様式第 1 号)

令和 7 年度白浜町有害鳥獣捕獲檻購入事業企画提案書

令和 7 年 月 日

白浜町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担 当 者 名

)

(電 話／FAX番号

)

(メールアドレス

)

令和 7 年度白浜町有害鳥獣捕獲檻購入事業における購入予定者の公募型プロポーザルについて、次のとおり提案します。

1 提案する捕獲檻

区分		諸元等	備考
メーカー及び型式			
寸 法	全長 (mm)		
	全幅 (mm)		
	全高 (mm)		

2 参考見積額

一金

円 (税込)

〔明 細〕

(単位：円)

項目等 (詳細に記載)	数量等	税込金額	備考
合計			

備考) 必要に応じ、行を追加又は削除して記入してください。

(様式第2号)

質 問 書

令和7年 月 日

白浜町長 様

商号又は名称		
担 当 者 名		
連 絡 先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

令和7年度白浜町有害鳥獣捕獲檻購入事業について、質問がありますので、提出します。

質 問 事 項

(備考)

1. 質問事項に係る仕様書の記載ページも併記すること。
2. メールタイトルを「プロポーザル質問書（会社名）」とし、メール送信後に担当まで送信の確認電話をお願いします。（電子メールアドレス：r.ishii@town.shirahama.lg.jp）